

令和6年度 芳賀町奨学生募集要項

1 目的

本町に住所を有する優秀な学生又は生徒で、経済的理由により修学できない方に学資を貸与して、広く人材育成し、併せて本町教育の進展を期することを目的とします。

2 応募資格

次の(1)～(4)の要件を全て満たす人。

(1) 本町に1年以上住所を有し、品行が正しく、学校教育法に定める次の学校等のいずれかに在学している人、又は入学予定の人。ただし、在学することによって一時的に本町に住所を有しなくなる場合は、本町に住所を有する者とみなします。

ア 大学、短期大学

イ 専修学校における専門課程

福祉医療、看護教育を行う各種学校（高卒者に限る）

ウ 高等専門学校

エ 高等学校、専修学校における高等課程

(2) 出身校又は在学校において最終学年の学習成績評定平均値が5.0を満点としたときに3.0以上である人又はスポーツ・文化等に特に優れた人。

(3) 本人の属する世帯で父母又はこれに代わって家計を支えている人（家計支持者）の令和5年中の認定所得金額(※)が、別表1の収入基準額以下である人。

(※)認定所得金額とは

父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額（給与所得者の場合は別表2に掲げる算式により求めた所得額、給与所得者以外の場合は別表3に掲げる算式により求めた所得額）から別表4の特別控除額を差し引いた金額

(4) 次のア～ウの要件を全て満たす連帯保証人1人（原則として父母又は兄弟とします。）を有する人。

ア 本町に1年以上住所を有し、独立の生計を営むこと。

イ 町税を完納していること。（町税の完納証明書の提出が必要）

ウ 弁済の資力を有していると認められること。

※ただし、貸与決定の際はもう1人連帯保証人が必要となります。町内に住所を有さない場合、住所地の住民票と市町村税の完納を証明できるものを提出すること。

3 奨学資金の貸与額等

(1) 大学、短期大学 月額 40,000円以内

(2) 専修学校における専門課程 月額 40,000円以内
福祉医療、看護教育を行う各種学校（高卒者に限る）

(3) 高等専門学校 月額 30,000円以内

(4) 高等学校 月額 20,000円以内
専修学校における高等課程

4 募集人数

全体で10人程度

5 貸与期間

在学又は入学する学校の正規の最短修業期間

6 奨学金の返還

- (1) 返還開始時期 卒業後1年を経過した年の翌月
- (2) 返還期間 貸与した期間の2倍に相当する期間内
- (3) 返還方法 年賦、半年賦又は月賦による均等払い（無利子）
ただし、奨学金はいつでも繰り上げ返還することができます。
- (4) 減免制度 芳賀町の奨学資金を返還する方が次の条件を満たす場合は翌年度の奨学資金返還額を最大2分の1減額することができます。
 - ・毎年1月1日現在において芳賀町に住所があること
 - ・所属する世帯に町税の滞納がないこと
 - ・芳賀町奨学資金の返還において遅延のないこと

7 応募手続き等

- (1) 応募期間
令和6年2月1日（木）から令和6年3月29日（金）まで（土日・祝日を除く）
- (2) 提出書類
 - ア 奨学金貸与願書（別記様式第1号）
 - イ 出身学校長又は在学学校長の推薦書（別記様式第2号）
 - ウ 入学又は在学についての証明書
合格・入学が確定しない方は、応募時に合格通知等の写しを提出し、証明書は確定後に提出してください。
 - エ 志望動機
進学を希望する熱い思いや将来の目標などを直筆で書いてください。
（400字詰め原稿用紙1枚以内、ボールペンにて清書し、作文用紙の右欄外に氏名を記入すること）
 - オ 家計支持者2名について、令和5年の収入及び所得がわかるもの
（源泉徴収票・確定申告書の写し等）
 - カ 連帯保証人（1人目）について、町税の完納証明書
（決定の際に必要な2人目の保証人については誓約書に添えて提出いただきます。
2人目の保証人が町内に住所を有さない場合、住所地の住民票も必要になります）

8 奨学生の決定等

- (1) 提出のあった書類等について審査し、奨学生を決定します。
- (2) 奨学資金は年4回に分けて、奨学生が指定する銀行口座に振り込みます。

9 その他の手続き

- (1) 奨学資金の貸与が決定した場合には、誓約書（本人と連帯保証人2人の署名・押印）を提出していただきます。
- (2) 奨学生は、毎年度末に「成績証明書」を提出する必要があります。
- (3) 奨学生が卒業し、又は貸与期間が終了した時点で、すみやかに「奨学資金借用書」（指定様式）等を提出しなければなりません。

10 その他

- (1) 奨学資金の貸与後に、休学、転校、退学がある場合、また本人や連帯保証人に住所の異動がある場合、連帯保証人を変更しなければならない事態（要件を満たさなくなった場合）が生じたときには、その都度指定する様式で教育委員会に届け出が必要です。
- (2) 奨学資金の返還について特別な事情がある場合には、猶予等の制度があります。
- (3) 退学処分を受けた場合は、一括して返還する義務が生じます。また、返還を遅滞したときは、延滞利子を課すこと等があります。

詳しくは、芳賀町教育委員会事務局学校教育課にお問い合わせください。

（問い合わせ先 TEL 028-677-6098）

< 参考基準表 >

(別表1) 令和6年度奨学生候補者の世帯の収入判断基準表

世帯人員	収入基準額 (年間)
1人	1, 390, 000円
2人	1, 980, 000円
3人	2, 120, 000円
4人	2, 290, 000円
5人	2, 390, 000円
6人	2, 500, 000円
7人	2, 620, 000円
7人を越える場合	人員が1人増すごとに120,000円を世帯人員7人の所得金額(2,620,000円)に加算

(別表2) 給与所得の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者(収入金額が多い方)の収入金額には給与所得計算式(A)を適用し、従たる家計支持者(収入金額が少ない方)の収入金額については所得税法上の算定式(B)を適用します。主たる家計支持者(収入金額が多い方)が給与所得以外の場合は(別表3)給与所得以外の計算式を適用し、従たる家計支持者(収入金額が少ない方)の収入金額については算定式(A)を適用します。

区分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① ≥ ②	(A)の表を適用
家計支持者②		(B)の表を適用

給与所得計算式(A)

年間収入金額 (万円未満切捨て)	所得額 (万円未満切捨て)
267万円以下	0円
268万円以上 400万円以下	年間収入金額×0.8 - 214万円
401万円以上 781万円以下	年間収入金額×0.7 - 174万円
782万円以上	年間収入金額 - 408万円

給与所得計算式(B)

年間収入金額 (万円未満切捨て)	所得額 (万円未満切捨て)
65万円以下	0円
66万円以上 163万円以下	収入金額 - 65万円
164万円以上 180万円以下	収入金額×0.6
181万円以上 360万円以下	収入金額×0.7 - 18万円
361万円以上 660万円以下	収入金額×0.8 - 54万円
661万円以上 1,000万円以下	収入金額×0.9 - 120万円
1,001万円以上 1,500万円以下	収入金額×0.95 - 170万円
1,501万円以上	収入金額 - 245万円

(別表3) 給与所得以外の計算式

収入金額 - 必要経費 (売上原価、営業経費等)

注) 認定所得金額は次により計算します。

認定所得金額=別表2及び別表3により求めた所得額-別表4の控除額

- ・収入金額及び所得金額は、1万円未満を切捨て計算します。
- ・給与所得と給与以外の所得がある場合は、別表2及び別表3の計算により得た金額を合算します。

(別表4) 特別控除額表

控除の事由	特別控除額				
(1) 母子・父子世帯の場合	99万円				
(2) 就学者等のいる世帯の場合	区 分		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学	
	小学校以下		31万円		
	中 学 校		46万円		
	高 等 学 校	国・公立	39万円		69万円
			88万円		118万円
	高 等 専 門 学 校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
			4・5年次	43万円	72万円
	高 等 専 門 学 校	私立	1～3年次	88万円	118万円
			4・5年次	87万円	116万円
	大 学	国・公立	74万円		121万円
133万円			180万円		
専 修 学 校	高等課程	39万円		69万円	
		88万円		118万円	
専 修 学 校	専門課程	36万円		81万円	
		102万円		147万円	
(3) 障害者のいる世帯の場合	障害者1人につき			99万円	
(4) 長期療養者のいる世帯の場合	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のため特別に支出している年間金額。ただし71万円を限度とする。				
(6) 災害・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額				
(7) 本人を対象とする控除	74万円				

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できません。

2 出願者本人分の控除については(7)を適用し、(2)には含めません。